

表 各県の特徴的な新型コロナウイルス感染拡大防止措置(4月27日時点)

県名	主な措置内容
ボケオ県	● 県と県、感染国との出入りを4月22日以降禁止。必要な場合は特別委員会からの証明が求められる。 ● 商品輸送は、税関倉庫にて積み替えること。ホエサイ郡内への出入りは禁止。積み替えができない車両(燃料車、ミキサー車、建設資材輸送車など)は、一時的に輸送を停止すること。 ● 外国からの海産物、あらゆる冷凍食品、野菜、農産物の輸入を禁止。
ポンサリー県	● 4月26日から村と村、郡、県の出入りを禁止。必要な場合は分析センターの陰性証明書もしくは特別委員会からの許可があれば可能。 ● ホテル、ゲストハウスを閉鎖。 ● 商品輸送は通常通り可能であるが、消毒を行い、予防措置を厳格にとること。検問所では記録をとること。
ウドムサイ県	● 4月26日に感染者が確認されたパークベン郡とラー郡内の村間の接触を禁止。 ● リスクのある地域のレストラン、飲み屋、リスクのあるサービスを停止。
ルアンパバーン県	● 県の出入りを禁止。ルアンパバーン居住者、勤務者は除くが、特別委員会の許可が必要。商品輸送は必要品目(化石燃料、県内の投資事業の機械器具、農産物)に関しては可能だが、ドライバーは陰性証明が必要。 ● レストランは営業可能であるが、店内飲食は禁止し、持ち帰りとする。
サイニャブリー県	● 県の出入りを禁止。化石燃料、投資事業に必要な機械や器具、農産物の輸出入は可能であるが、ドライバーはワクチン2回の接種証明が必要。日帰りの場合はPCR検査と14日間の隔離は不要とする。 ● タイからの海産物、冷凍食品の輸入を禁止。
シェンクアン県	● 4月22日から5月5日まで県境を閉鎖。ただし、生活必需品や投資事業に必要な機材などの輸送は除く。
ビエンチャン県	● 首都ビエンチャンおよび他県への訪問を禁止。ただし、特別委員会から許可された者は除く。
ボリカムサイ県	5月7日0時まで以下を実施。 ● 他県の者の入県を禁止。ただし、居住者、トランジット、勤務者、特別委員会から許可を得たもの、商品輸送者は除く。
カムアン県	● 5月10日までカムアン県の出入りを禁止。ただし県内に居住、勤務、許可を得た者は除く。 ● 屋外スポーツ施設、闘鶏、観光地の営業を停止。 ● レストランは持ち帰りのみとし、21時までの営業とする。
サワンナケート県	● 県の出入りを禁止。 ● 20時から5時までの往來を禁止。 ● 経済特区内外の工場は5月9日まで生産を停止。 ● 郡・村間の乗客輸送を停止。

	● 小売店、飲食店等の営業は 5 時から 18 時 30 分までとする。飲食店は、持ち帰りの提供のみとする。 ● アルコールの販売を禁止。
サラワン県	● 一般人のサラワン県への出入りを禁止。感染地域から移動してきた者は所属組織、村役場、郡政府へ報告し、自己隔離もしくは隔離センターにて隔離すること。 ● 商品輸送は可能だが、ドライバーや補助員は 72 時間以内の陰性証明書と特別委員会の許可が必要。 ● メコン川沿いの村人は、8 時から 15 時のみ漁業が許可されるが、村組織に申告しなければならない。その他の船の出航は許可されない。違反者は罰金 500 万キープを課し、複数回違反をした者には、罰金が都度増額される。 ● ミニマート、百貨店、卸小売りは 6 時から 18 時までの営業とする。ゲストハウス、ホテル、レストランなどは営業可能であるが、アルコール類の提供は禁止。 ● 市場は営業が可能であるが、食品農産物のみとし、衣服、電化製品などの販売は禁止。営業は 6 時から 17 時とする。
セコーン県	4 月 22 日 8 時から 5 月 1 日 0 時まで以下を実施。 ● 4 月 7 日以降感染地域から県内に入った者の情報収集を行うこと。 ● セコーン県内の者が他県へ、他県の者がセコーン県へ入境することを禁止。他県へ出る場合は、PCR 検査を実施し陰性証明がある場合は可能とする。セコーン県へ入境する者においても陰性証明書が必要で、許可を検討する。
チャンパーサック県	4 月 22 日 14 時から 5 月 6 日 0 時まで以下を実施。 ● アルコール販売のあるレストラン、エンターテインメント施設、カラオケ屋、ビール屋、つまみ販売店を閉鎖。飲食店の営業は可能であるが店内飲食を禁止する。ナイトマーケットを閉鎖。 ● 感染リスクのある工場、大規模プロジェクトは感染予防措置をとること。美容室、散髪屋、ショッピングモール、建設資材店、その他で多くの者が訪問する場合はマスク着用、手洗い、アルコール、1 メートル以上のソーシャルディスタンスの確保などを厳格に行うこと。
アッタプー県	● 県内 5 郡の出入りを 5 月 8 日まで禁止。 ● 必要な商品の輸送は可能(化石燃料、プロジェクト用機械器具、農産物など)。ドライバーは陰性証明が必要。 ● 10 名以上の組織、工場は交代制の運営にすること。 ● レストランは店内飲食を禁止し、営業時間は 7 時から 21 時とすること。 ● 美容院、散髪屋、マッサージ店の営業を禁止。

(出所) 現地メディアが掲載する各県発表資料を基にジェトロ作成